

平成30年度  
財政援助団体等監査報告書

〔監査対象団体〕

公益社団法人

あきる野市シルバー人材センター

あきる野市監査委員



写

あ 監 発 第 4 3 号  
平成 3 1 年 1 月 2 4 日

あきる野市長 澤 井 敏 和 殿

あきる野市監査委員 青 木 豊  
あきる野市監査委員 天 野 正 昭

平成 3 0 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 2 項の規定により、通知願います。

## 第1 監査の根拠

地方自治法第199条第7項の規定による監査

## 第2 監査の種別

財政援助団体等監査

## 第3 監査の対象

財政援助団体：公益社団法人あきる野市シルバー人材センター

所管課：健康福祉部高齢者支援課

## 第4 監査の範囲

平成29年度に執行されたあきる野市シルバー人材センター事業補助金等に関する対象団体における出納その他の事務及び所管課における平成29年度と同補助金等に関する事務

## 第5 監査の期間

平成30年10月29日から平成31年1月23日まで

(監査委員による説明聴取日 平成30年12月21日)

## 第6 監査の方法

財政援助団体及び所管課に関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、その他必要と認められた方法により、次に掲げる事項を監査の主眼として、監査を実施した。

### 1 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的、交付条件に従って適正に執行されているか。
- (2) 補助金は、適正に管理されているか。
- (3) 補助金に係る出納関係諸帳簿の整備は適切に行われているか。

### 2 所管課

- (1) 補助金の目的、基準等は、法令等に基づき明確に定められ、支出手続は、法令等に則り行われているか。
- (2) 補助金の額の算定、確定、交付手続及び交付時期は、適正に行われているか。
- (3) 団体への指導監督は、適切に行われているか。

## 第7 財政援助団体の概要

### 1 組織の目的

公益社団法人あきる野市シルバー人材センター定款（以下「定款」という。）第3条において、「センターは、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。」と規定している。

### 2 事業概要

定款第4条に規定する事業

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (4) 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

### 3 就業実績(請負)

	年度末 会員数	就 業 実人員	就業率	受注件数	延日人員	契約金額
平成29年度	665人	616人	92.6%	2,932件	62,775人	292,391,935円
平成28年度	674人	624人	92.6%	2,945件	61,664人	280,957,302円
増 減	△9人	△8人	0人	△13件	1,111人	11,434,633円
増 減 率	△1.3%	△1.3%	0%	△0.4%	1.8%	4.1%

就業実績(派遣) ※平成29年度新規事業

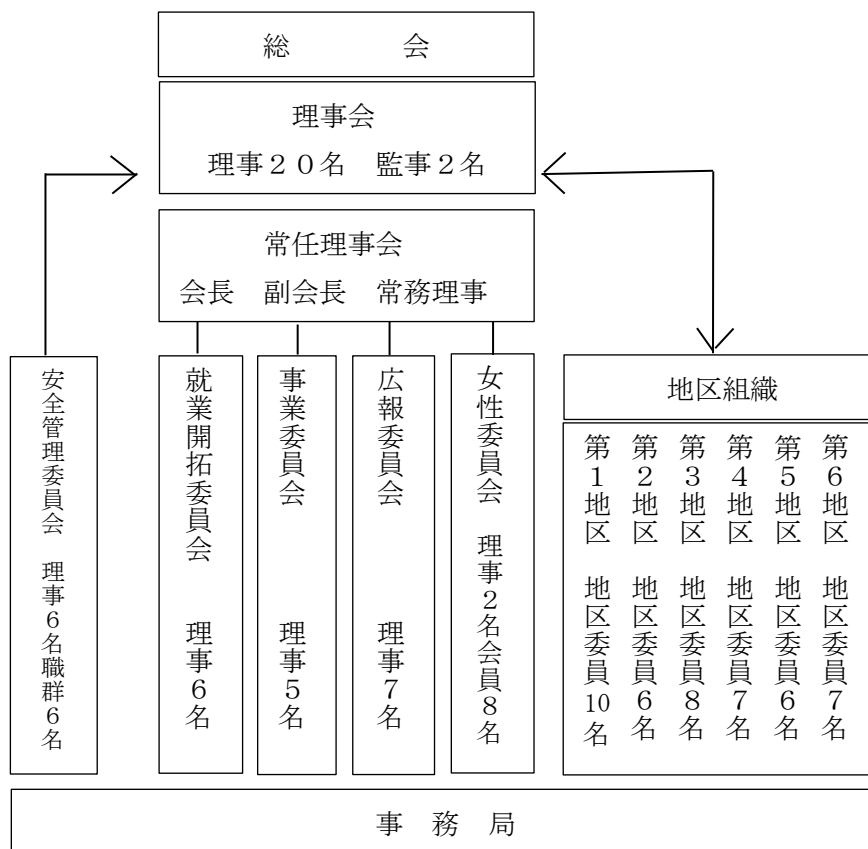
	派遣登録 会員数	就 業 実人員	就業率	受注件数	延日人員	契約金額
平成29年度	6人	3人	50.0%	1件	105人	545,810円

### 4 事務局職員の数

事務局長1人、一般職員4人、嘱託職員2人 合計7人

### 5 組織図

登録会員数 665人（平成30年3月末現在）



## 6 決算の状況

科 目	平成 29 年度	平成 28 年度	増 減
<b>一般正味財産増減の部</b>			
(A) 経常収益計	339,907,162	326,091,947	13,815,215
(B) 経常費用計	336,812,478	328,889,237	7,923,241
(C) 当期経常増減額 (A) - (B)	3,094,684	△2,797,290	5,891,974
(D) 経常外収益計	16,617,843	79,999	16,537,844
(E) 経常外費用計	0	2	△2
(F) 当期経常外増減額 (D) - (E)	16,617,843	79,997	16,537,846
(G) 当期一般正味財産増減額 (C) + (F)	19,712,527	△2,717,293	22,429,820
(H) 一般正味財産期首残高	43,222,066	45,939,359	△2,717,293
(I) 一般正味財産期末残高 (G) + (H)	62,934,593	43,222,066	19,712,527
<b>正味財産期末残高</b>			
(J) 正味財産期末残高	62,934,593	43,222,066	19,712,527

※決算額は、正味財産増減計算書による。

## 第8 財政援助の状況

### 1 補助金の概要

#### (1) 補助金の交付目的

シルバー人材センターが行う事業に係る経費の一部を補助することにより、高齢者の能力を活かした地域社会づくりに寄与する。

#### (2) 交付の根拠

あきる野市補助金等交付規則（平成7年規則第29号）

あきる野市シルバー人材センター事業補助金交付要綱（平成7年通達第42号）

### 2 平成29年度財政援助の状況

#### (1) 補助金の交付申請に関する事項

ア 交付申請日	平成29年4月1日
イ 交付申請額	36,800,000円
ウ 申請額の内訳	人件費 32,000,000円 管理費 4,800,000円

#### (2) 補助金の交付決定に関する事項

ア 交付決定日	平成29年4月4日
イ 交付決定額	36,800,000円
ウ 交付予定時期	前期(4月) 18,400,000円 後期(10月) 18,400,000円
エ 決定額の内訳	申請額の内訳と同じ

#### (3) 補助金の支出実績

ア 前期支出	平成29年4月10日	18,400,000円
イ 後期支出	平成29年10月4日	18,400,000円

#### (4) 補助金交付額の確定に関する事項

ア 交付額確定日	平成30年4月17日
イ 交付確定額	36,800,000円
ウ 確定額の内訳	人件費 32,068,000円 管理費 4,732,000円

## 第9 監査の結果

市から公益社団法人あきる野市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）に対して交付された補助金について、シルバー人材センターにおける同補助金等に関する出納その他の事務及び所管課における同補助金等に関する事務について、「第6 監査の方法」に掲げた主眼に基づき監査した結果、おおむ

ね適正に執行されているものと認められた。

ただし、一部事務の改善及び検討等を要望する事項が見受けられたので、以下に記述する。

## 1 補助金の交付について

「あきる野市補助金等交付規則」第6条では、補助金等の交付決定に際して当該交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、交付すべきと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をしなければならないと規定されている。また第16条では、実績報告書の審査により、その報告にかかる補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、確認しなければならないと規定されている。

更に「あきる野市行財政運営基本指針」における補助金・負担金の適正化の方向性では、社会情勢や市民ニーズの変化、公益性・公平性の観点などから必要性を検証しながら、定期的に見直すことで適正化を進めるとしている。

一方で「あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、高齢者の就業支援として、シルバー人材センターに対して補助金を交付し、センターの育成と円滑な事業運営を支援するとしている。

以上のことを踏まえ、所管課においてはシルバー人材センターの運営及び財務状況や補助金の費用対効果などを検証し、補助金の交付がより適正で効果的なものとなるよう努められたい。

## 2 運営の健全化について

少子高齢化が進む社会情勢において、高齢者の生きがいのある生活の実現や能力を生かした地域社会への貢献等の施策実現に向けて、シルバー人材センターの役割はますます重要になってきている。

このようなことから、公益社団法人として、その運営については今まで以上に健全性及び透明性が求められ、運営の健全化に当たっては「収支相償」の原則を踏まえた上での安定した事業運転資金の確保が必要である。

平成29年度においては、労働者派遣事業の開始、会員の増強及び意識啓発、安定した就労のための業務のミスマッチ解消等を実施し一部成果が認められるが、今後もより一層健全な運営に向けての取組に努められたい。

また所管課においては、シルバー人材センターの運営や事業展開等について十分に意思疎通を図り、必要に応じて地方自治法第221条第2項に定めるところによる調査等を行うなど、健全な運営に向けて適切な指導監督に努められたい。



### 3 施設維持管理及び建物の将来計画について

シルバー人材センターの事務所は、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づき、市の普通財産である旧秋川図書館の土地及び建物の一部が無償貸与されている。

当該建物は昭和47年建築であり、「あきる野市公共施設等総合管理計画」では平成44年を建物の更新（建て替え）時期としている。また設備の老朽化による修繕も発生しており、今後増加することが見込まれる。

このような状況の中で、施設の維持管理や建物の今後の方向性については、シルバー人材センターの運営に直接影響するものであることから、現状及び長期的な観点からも市とシルバー人材センターとの間で十分に協議されたい。

### 4 実施状況報告について

「あきる野市シルバー人材センター事業補助金交付要綱」第8条で定められている実施状況報告について、9月30日現在までの実施状況報告書が提出されていない。

所管課においては、東京都へ提出する補助事業実施状況報告書において実施状況を確認しているところではあるが、要綱で定められた報告書であることから、適正に処理されたい。

### 5 業務の履行について

受託した業務の履行確認については、原則として委託者の押印等により行われている。しかしながら、委託者が常駐していない屋外現場等での業務において、荒天時の業務実施の判断から履行確認も含めて手順が定められていないことから、今後の検討課題とされたい。

### 6 職員の年齢構成について

現在、事務局長を含む正規職員5人の年齢構成が48歳から57歳と偏っている。現在の職員が定年退職を迎えることに伴う人員の補充が見込まれる中で、バランスのとれた年齢構成を十分に考慮した職員採用計画を検討されたい。

### 7 安全管理について

平均年齢が70歳を超えている会員の構成を考慮すると、事故や怪我の防止対策は重要な課題と言える。事業計画においても「安全就業の徹底」は重点課題と位置付けられており、「安全管理委員会」を設置し事故等の防止対策に努めているところである。安全管理委員による就業現場の巡回指導、事故等が発生した場合の原因分析、分析に基づく防止対策の強化、会員への周知徹底及び啓発活動等を適切に実施している。更に「個人別安全確認報告書」を活用し会員一人一人の健康管理及び安全意識の向上を図るといった先進的な取組を実施しており、安全管理

委員会の努力を評価するものである。

今後も引き続き尽力し、目標に掲げられている「事故ゼロ」の達成に向けた取組に努められたい。